

10月

委員会

■はじめに

本委員会は、まちづくり基本条例（平成 23 年条例第 13 号 以下「基本条例」）に基づくまちづくりの推進に関する取り組みについてを所掌する附属機関である。

この度（平成 26 年 11 月 12 日）市長より「瑞穂市第 2 次総合計画に係るまちづくり推進プランについて」の諮問を受け、新たな総合計画の策定に当たり、市民参画手続きの実践をはじめ、将来に向け市民参画・協働の分野に関する目指すべき目標と、これを達成するための取り組みについての審議を部会を含め計 11 回にわたり丁寧に行ってきました。審議にあたっては、問題点や課題を十分検討し、委員全員で潜考した結果、一定の方向性を導き出すに至ったことから、以下のとおり答申する。

●瑞穂市第 2 次総合計画に係るまちづくり推進プラン

1. 基本目標

わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めます。（基本条例前文より）

2. 目指す姿（将来像）

目指す姿 1：若い世代がまちづくりに参加・参画する姿

目指す姿 2：より多くの若者が参加・参画する機会が充実している姿

目指す姿 3：市民、議会、行政がお互いの立場を尊重し、かつ信頼し、協力する姿

3. 推進施策

ア 「情報の共有」に関する施策

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
魅力ある情報発信	市民ニーズの把握 情報のマッチング	利用状況調査 モニタリング調査	①広報・HPなどの充実度（満足度アンケート・5段階評価） 満足している人が全体の 20%以上 ②メール登録者数 1000 件/年 ③アクセシビリティ（別団体が評価）など
コンテンツの充実	民間タウン誌の活用 SNS の活用	タウン誌への情報掲載 メール配信	
クオリティの確保	ガイドラインの策定	緊急度、重要度、わかりやすさなどの基準化	

イ 「市民の参加・参画」に関する施策

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
参加・参画機会の充実	「参加・参画・協働」に関するガイドラインの作成	参画や協働の推進に関する市の統一的な進め方や考え方を策定	①ガイドライン等の早期策定（H29 年中に策定） ②参加から参画へステップアップした人の数 10 人/年 ③魅力ある参画機会の創出 身近なテーマなどを取り上げたワークショップ、ワールドカフェ等の開催 3 回以上/年 ④若い世代や新規参加者の増加 40 歳以下の市民の市政への参加・参画者数を 2 割増加
若者を意識した魅力あるコンテンツなどの充実	参加から参画へのステップアップを意識した市政への参加機会の提供（市と市民）	アンケート調査実施時などに、次のステージ（ワークショップなど）の機会を提供しステップにつなげる。	
	魅力ある参加・参画機会の提供	市民にとって興味の湧くような身近なテーマを設定するなど、市民が関心を持ち気軽に参加しやすい環境を整備する。	

ウ 「協働」に関する施策

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
専門部署の設置	(仮称) 協働推進課などまちづくりの推進に関する専門部署の設置	市として全庁的な取組体制を構築し、一元的に参画・協働を推進する。	参画や協働の取り組みが一元的に展開され、施策の進捗管理、見直し、改善などのP D C Aサイクルが確立される。(H29年度設置)
市民活動組織の設置	まちづくりの推進に関する市民活動組織の設置	まちづくり基本条例理念の普及、啓発、促進などに関し、行政と一緒に取り組む市民活動組織を設置し、まちづくりの実働部隊として活動する。	まちづくり市民活動団体の設置 2年以内
意識啓発	市民への意識啓発 職員への意識啓発	市民向け出前講座、研修会、ワークショップ、ワールドカフェなどの開催・職員研修の実施	まちづくり基本条例に関する市民向け開催回数 3回/年 職員向け（全職員）1回/年
人材育成	地域人材の掘り起こし スペシャリストの養成 ファシリテーターの養成	「まちづくり推進員」など地域人材バンク事業を実施 地域コーディネーター・ファシリテーター養成講座の開催	人材バンク登録者数 30人/年 ファシリテーター養成数 10人/年

4. その他：提案事項

“子どもたちの参画機会の保障”に関する条文追加について

＜提案趣旨＞

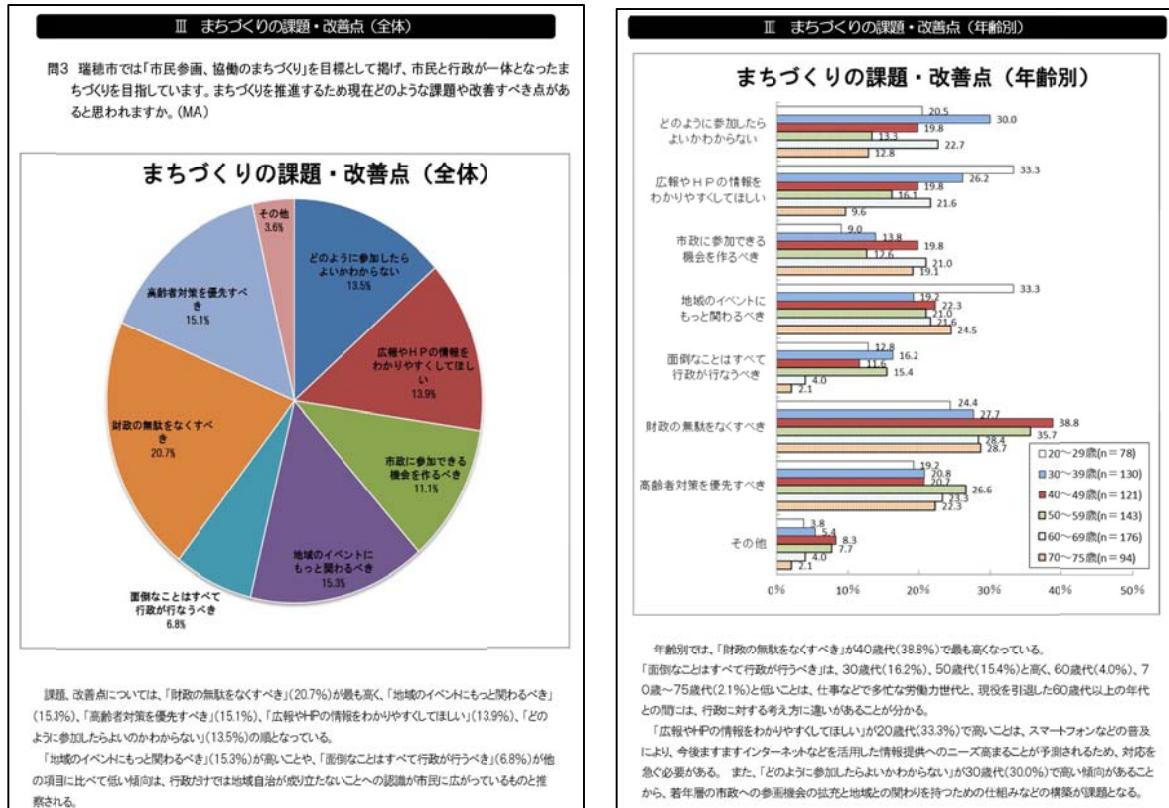
子どもたちがこのまちに愛着を持てるよう、子どものころからまちづくりに関する意識を醸成し、実際に様々な場面で参画できる環境を作っていくことは、将来に向け大変重要になるという認識のもと、現行条例においては第17条で市民の参画機会の保障に関する規定があるものの、これに加えて、“子どもたちの参画機会の保障”に関する条文を新たに追加し、瑞穂市においては、まちづくりに子どもたちの参画を推進していることを強調することにより、若い世代の市政への参画を促進し、さらには子どもたちが市政により深い関心を持つようになることで、未来の担い手を育てることにもつながることが期待できるという見解で委員の意見が一致したことから、まちづくり基本条例第21条第3項に基づき提案するもの。

5. まちづくりの課題と施策の方向性に関する分析

(H26.5「まちづくりに関する市民アンケート結果報告書」より)

Q. 市民と行政が一体となったまちづくりを推進するための現在の課題や改善点は?

- 「財政の無駄をなくすべき」 20.7%
- 「地域のイベントにもっと関わるべき」 15.3%
- 「高齢者対策を優先すべき」 15.1%
- 「広報やHPの情報を分かりやすくしてほしい」 13.9%**
- 「どのように参加したらよいのかわからない」 13.5%**
- 「面倒なことはすべて行政が行うべき」 6.8%



Q. 市民と行政が一体となったまちづくりを推進するための現在の課題や改善点は?

- 「財政の無駄をなくすべき」 40代 (38.8%)
- 「広報やHPの情報を分かりやすくしてほしい」 20代 (33.3%)**
- 「どのように参加したらよいかわからない」 30代 (30.0%)**
- 「面倒なことはすべて行政が行なうべき」 30代 (16.2%)・50代 (15.4%)**

<分析結果>

「広報やHPの情報をわかりやすくしてほしい」が20代 (33.3%) で高く、スマートフォンなどの普及により、今後ますますインターネットなどを活用した情報提供へのニーズが高まることが予測される。また、「どのように参加したらよいかわからない」が30代 (30.0%) で高い傾向があることから、若年層の市政への参画機会の拡充と地域との関わりを持つための仕組みなどの構築が今後の課題となる。

Q. あなたが市政に参画する場合、どの方法なら参画しやすいですか?

- 「アンケート」 36.8%
- 「パブリックコメント」 28.4%

「公聴会・懇談会」	18.1%
「ワークショップ」	11.0%
「審議会」	4.0%
「その他」	1.7%

＜分析結果＞

「アンケート」、「パブリックコメント」など、時間的制約が少ないものなら参画できるが、「審議会」や「ワークショップ」など、一定の組織として集まり、審議や検討を行うような参画については敬遠されがちな傾向がある。

6. 課題・問題点と施策の方向性

No	課題・問題点	施策の方向性
①	住民の意識が低い	まちづくりに対する意識や関心度の向上
②	地域のつながりが希薄である	地域行事やイベントへの参加・参画の拡大
③	市民参画の場が提供されていない	市民参画の機会や手段の充実
④	市民は時間的制約がある	参画の方法の手軽さやイベント開催時間の改善
⑤	参加する世代が偏っている	若い世代の参加・参画への工夫
⑥	情報公開が不十分である	魅力ある情報発信やコンテンツの充実
⑦	市の将来像が不明確である	まちの方向性と将来ビジョンの明確化
⑧	合意形成がむずかしい	話し合い、対話、相互理解の仕組み構築
⑨	財政・施設等が不十分である	市民活動、市民活動拠点などの支援や整備
⑩	組織体制に問題がある	市まちづくり推進組織体制の構築

7. 今後 10 年間の取り組みと展開

目指す姿 1：若い世代がまちづくりに参加・参画する姿

目指す姿 2：より多くの若者が参加・参画する機会が充実している姿

目指す姿 3：市民、議会、行政がお互いの立場を尊重し、かつ信頼し、協力する姿

上記 1 の目指す姿の実現に向け、今後 10 年間における取り組みを「情報の共有」、「市民の参加・参画」、「協働」の 3 つ分野に分けて施策検討を行った。

【ア 「情報の共有」 分野の施策検討経過】

「情報の共有」に関する取り組みとして、上述 6. 課題・問題点と施策の方向性「⑥情報公開が不十分であるという」の課題に対し、「魅力ある情報発信やコンテンツの充実」の方向性を打ち出した。現在、市民への情報提供手段としては、広報誌・ホームページがあるが、広報誌の配布は、自治会加入世帯への配布が基本となっており、アパート居住者などの自治会未加入世帯には配布されない点についての指摘がなされた。基本条例で定義する市民は、「市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体」とされており、広報誌の配布における情報提供の範囲に漏れがあるという現状があり、特にアパート居住世帯に多い若い世代への情報の伝達、情報共有としては不十分な状況があるという認識に至った。現行の広報誌配布システムには、自治会への加入促進を推進する施策としての側面があることを加味したうえ、全戸配布を基本とする民間タウン誌等を活用し、まちづくりに関する若者向けの情報などを掲載し、

市政情報に触れる機会を増やしていく施策を展開することが効果的であるという結論に達した。

ホームページに関しては、インターネットが利用できる環境がある方があるものの、パソコンやスマートフォンは若い世代にとって身近な生活便利ツールとして広く普及、定着している実態を鑑み、ホームページの活用は今後も欠かすことのできないものである。ホームページには非常に多くの情報が掲載されており、サイトに訪れた人が自分が必要とする情報の画面まで辿り着けること（アクセシビリティ）が重要になるため、今後掲載する情報の「緊急度」や「重要度」など、情報の優先度やその取り扱いなどについての“基準”を示すガイドラインなどを作成し、日頃から情報を整理することで、ホームページに掲載する情報のクオリティや鮮度を一定以上確保することが求められる。

また、魅力あるコンテンツにしていくための取り組みとして、行政情報においては、より市民にわかりやすい内容の情報を提供することや、地域の魅力を発信するなど、従来の提供情報に加え、電子上ではあるものの、全国から瑞穂市サイトへ訪れる人の窓口でもあることを意識し、サイト 자체を魅力化していくことも求められる。広報誌やホームページは、行政側から一方通行の情報発信手段であるため、普段からそういった情報に興味のない人にとってみれば、その内容がどれだけ充実したとしても、それを見ようという動機付けにならないという問題も指摘された。そこで、双方向の情報交換手段として、近年急速に普及しているSNSの仕組みを取り入れることが提案された。市のサイトにメール登録した個人に対し、直接情報配信ができることや、登録者が自分の意見を書き込むこともできるメリットがあり、アンケート調査など手軽な市政への参画につなげることも可能で、今後、その活用の可能性も益々広がることが期待される手法である。

【まとめ】「情報の共有」は、まちづくりの前提となる基本事項であり、その重要性は一層増していくことが予測される。現在、市の情報提供の手段である広報誌・ホームページは、情報提供ツールとしてこれまで一定の役割を果たしてきたものの、目まぐるしい技術革新や社会状況が変化するなか、現状として十分とは言い難い。今後の10年間を見据え「民間タウン誌等への行政情報の掲載」、「SNSの活用」など新たな情報提供手法を取り入れることは、若者を中心とした各層への情報発信・情報提供を進めていくうえで、現在不足している部分を補う効果が期待できる。また、提供する情報の「緊急度」や「重要度」、「わかりやすさ」など一定のクオリティを確保するための取り組みとして、ガイドラインなどを策定することも望まれる。今後「行政が市民に提供すべき情報」と「市民が知りたい情報」のマッチングの仕組みも必要となり、利用状況やモニタリング調査などにより、市民ニーズの変化を的確に捉えながら情報共有施策を展開していくことが望まれる。

【まちづくり推進プラン「情報の共有」分野施策】

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
魅力ある情報発信	市民ニーズの把握 情報のマッチング	利用状況調査 モニタリング調査	①広報・HPなどの充実度（満足度アンケート・5段階評価） ②メール登録者数 1000件/年 ③アクセシビリティ（別団体が評価）など
コンテンツの充実	民間タウン誌の活用 SNSの活用	タウン誌への情報掲載 メール配信	満足している人が全体の 20%以上 ②メール登録者数 1000件/年 ③アクセシビリティ（別団体が評価）など
クオリティの確保	ガイドラインの策定	緊急度、重要度、わかりやすさなどの基準化	

【イ 「市民の参加・参画」分野の施策検討経過】

上述6. 課題・問題点と施策の方向性「①住民の意識が低い」の課題に対して、市民のまちづくりに関する意識や関心度の向上が望まれるもの、住民は、まちづくりに興味も関心もないことを前提とした施策を考えることは、施策展開としては非常に長い時間を要する地道な取り組みを続けていくことでしか課題克服できない問題と捉えることになり、その結果として消極的な成果しか生まれないものになることが想定される。もちろん、まちづくりへの意識啓発や普及、啓蒙活動などの取り組みは重要だが、それだけで市民の意識が変わると考え難く、それ以外にもさまざまな方策を組み合わせながら効果的な施策を展開していくことが求められる。基本条例第16条に規定する、「審議会、公聴会・懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート、その他」の参画手法は、現在においても実践がなされているが、それぞれの参画手法の取り組み内容やその成果がまちづくりとどのような相関関係にあるのかは不透明である。基本条例では「市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。」と規定されており、市民の意見を市政に反映するための“参画”をどれだけ市民が理解し、行動としてそれを実践できるかがポイントとなる。

まちづくりの「主体」と「責任」の関係性を考えた場合「行政におまかせ」という風潮が「無関心」につながっていることが根本的要因と考えられるものの、行政がさまざまな意思決定を行うプロセスに市民自身が“関わっている実感”を持つことができる参画が求められており、そこで得られた“満足感”をテコに、より深い参画にステップアップしていく仕組みが必要だと考えられる。「③市民参画の場が提供されていない」という課題に対する方向性としては、参画の機会や手段を充実させていくことが重要であるものの、それと同時に“個々の市民がまちづくりに対する主体性を持つ”ことが第一義的目的と捉えた場合、市民アンケートの調査結果にもある「どのように参加したらよいのかわからない」という問題が浮かび上がってくる。市が実践する参画手法の内容や意義、成果がわかりにくく、市民の目に見える形でそれが生かされていないことが「どのように参加すればよいかわからない」という感覚を抱かせることにつながっているのではないかと考えられ、市民参画を推進するためには、一連の参画のプロセスを明らかにしていくことが重要と考えらる。

このような認識に基づき、“市民の意見を市政へ反映できる参画”を推進するための最初のステップとして、「市民が市政に何かしらの関わりを持つ」ことから始めるべきであり、その関わり方としては、年齢、性別、家族構成、職業、住所、趣味など市民個々人の特性の違いに応じた関わりにならざるを得ないとものと考えられる。関わりの中身としては、基本的には基本条例第16条に規定する、「審議会、公聴会・懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート、その他」があるものの、それぞれの手法についての活用ルールやその意義、成果には大きな違いがあり、意思決定に関わる一連のプロセスとしてそれが確立されていないということが課題であり、さらに、それぞれの参画手法において、市民に何を期待しどのような成果を生み出そうとしているかが曖昧なまま実践されているため、行政においても参画の結果を市政にどのように反映させるべきかの判断ができる状況も垣間見える。本委員会では“それぞれの市民が無理なく参画できる仕組みをつくる”ことが必要との認識のもとで、市民が無理なく持続的に参画し、協働できる姿を目指すため、より手軽で比較的浅い参画を「参加」のステップと捉え、その次のステップとして「参画」があるものと考えることにした。「参加」のステップでは、まちづくりへの興味や関心を持ってもらえる仕組みを用意し、実際それに参加してもらうことをきっかけとして次の「参画」へステップアップしていくプロセスを作ることにより、より多くの市民が参画の対象となり、その結果、市政に市民の声が反映されていくという考え方である。

【まちづくり推進プラン「市民の参加・参画」分野施策】

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
参加・参画機会の充実	「参加・参画・協働」に関するガイドラインの作成	参画や協働の推進に関する市の統一的な進め方や考え方を策定	①ガイドライン等の早期策定 (H29年度中に策定) ②参加から参画へステップアップした人の数 10人/年 ③魅力ある参画機会の創出 身近なテーマなどを取り上げたワークショップ、ワールドカフェ等の開催 3回以上/年 ④若い世代や新規参加者の増加 40歳以下の市民の市政への参加・参画者数を2割増加
若者を意識した魅力あるコンテンツなどの充実	参加から参画へのステップアップを意識した市政への参加機会の提供（市と市民）	アンケート調査実施時などに、次のステージ（ワークショップなど）の機会を提供しステップにつなげる。	
	魅力ある参加・参画機会の提供	市民にとって興味の湧くような身近なテーマを設定するなど、市民が関心を持ち気軽に参加しやすい環境を整備する。	

【ウ 「協働」分野の施策検討経過】

基本条例第18条第1項では「市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。」とされており、第2項では「協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。」とされており、さらに第3項では「市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。」と規定されている。

協働の定義としては、「地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むこと」であり、「協働」の最も大きな目標は、「地域又は社会の課題の解決」ということになる。

協働は「地域又は社会の課題の解決」に向け、持ち味や得意分野が異なる主体がそれぞれの特徴をお互いに生かし連携して取り組むことであり、市民が市政へ参加や参画するなかで、主に政策や施策の実施段階で活用する方法だと言える。また、市民が自治会活動や市民公益活動を進めていくなかでのひとつ的方法でもある。この協働の推進に向けた取り組みを考える前提として、まず「自主性の尊重」が掲げられ、それを前提とした協力関係があることが重要となり、まちづくりの主体それぞれが、それぞれの役割と責任を分担し、その特性を生かしながら「地域又は社会の課題の解決」を図っていく姿が望まれる。これまでの協働では「市民と市民による協働」、「市民と市による協働」が様々な場面で展開してきたものの、それが「地域又は社会の課題の解決」にとってどのように寄与してきたかということに関しては、その関係性がわかりにくく、将来に向けた協働の取り組みによって得られる効果や成果をどこに求めていくかは今後の大きなテーマとなる。

市民にとっては、市との協働により、より市民ニーズにあった細かなサービスを受けることができるようになることや、これまで市が実施してきた事業を地域が担うことで、地域住民の関わりが増え自治に対する関心が高まるという効果が期待できる。また、NPOなどの市民公益活動との協働においては、市との協働により多様なニーズに対応することが可能となるとともに、社会的認知度も向上し新たな活動領域の拡大につなげることも期待できる。さらに、市側にとっても市民や市民公益活動の協働により、市民の多様なニーズに対応することができるとともに、これまでの事業のあり方を見直す契機となり、より公共的な事業運営を実現することができるなど協働の推進により得られる成果や効果は非常に大きい。

このような認識のもと、協働に関する一連の考え方や進め方などについて、これまで企画部企画財政課のなかの一事業として推進してきたことや、自治会活動など地域のまちづくりについても

各部局単位で縦割的に政策が進められてきたことに弊害があり、市として全庁的取組体制を構築し一元的に推進する組織体制の構築が急務であるという結論に達した。今後10年間のまちづくりにおいて、市民参画・協働を着実に進展させるためには、「(仮称)協働推進課」など、この分野に関する専門的部署の設置が欠かせないことは、他市等における推進組織体制からも明らかであり、行政自身がまちづくり分野に関する施策を牽引していくことで、市民への意識啓発、人材育成にもつながるという考えに至った。組織体制の整備は総合計画におけるまちづくり施策を推進するための基盤であり、市の職員自身がまちづくりに関する共通認識を持ち、市民と共に考え方行動する風土がなければ、結果的に市民にそれは浸透せず、市民の理解や協力がとりつけられない状況を招く恐れがあることが懸念される。

専門部署の設置により市の推進体制が強化されることを前提とした場合、それに対応した市民の協働体制の強化が必要であり、まちづくりに関する活動を実践する市民活動組織の設置について検討がなされた。基本条例第21条で規定される本委員会の活動は、市長の諮問機関として位置付けられており、条例の普及、啓発活動など実際の活動としては実施していない。市民と行政がそういった活動と一緒に実践していくことの必要性について検討した結果、でき得る限り常設型の市民活動組織の設置を早期に検討し、市民と行政が一体となってまちづくりを推進する仕組の構築を目指し、基本条例の理念普及、啓発、促進などに関する実践をその2つの推進組織が両輪となって取り組むことで目指す協働の姿を具現化していくという方向性に帰着した。

【まちづくり推進プラン「協働」分野施策】

取り組みの概要	具体的な内容	主体・手法	効果・成果・目標値
専門部署の設置	(仮称)協働推進課などまちづくりの推進に関する専門部署の設置	市として全庁的な取組体制を構築し、一元的に参画・協働を推進する。	参画や協働の取り組みが一元的に展開され、施策の進捗管理、見直し、改善などのP D C Aサイクルが確立される。(H29年度設置)
市民活動組織の設置	まちづくりの推進に関する市民活動組織の設置	まちづくり基本条例理念の普及、啓発、促進などに関し、行政と一緒に取り組む市民活動組織を設置し、まちづくりの実働部隊として活動する。	まちづくり市民活動団体の設置 2年以内
意識啓発	市民への意識啓発 職員への意識啓発	市民向け出前講座、研修会、ワークショップ、ワールドカフェなどの開催・職員研修の実施	まちづくり基本条例に関する市民向け開催回数 3回/年 職員向け(全職員) 1回/年
人材育成	地域人材の掘り起こし スペシャリストの養成 ファシリテーターの養成	「まちづくり推進員」など地域人材バンク事業を実施 地域コーディネーター・ファシリテーター養成講座の開催	人材バンク登録者数 30人/年 ファシリテーター養成数 10人/年

I. 委員会の検討経過

会議	開催日 会場	検討内容	詳細
第1回	平成26年11月12日(水) 市役所3階 議員会議室	位置付け・諮問	基本条例の概要 市民アンケート概要
第2回	平成26年12月10日(水) 市役所3階 議員会議室	推進プランについて①	まちづくりの将来像 推進のポイント
第3回	平成27年3月25日(火) 市役所3階 議員会議室	推進プランについて②	推進プランの対象 まちづくりの主体 プラン骨子
第4回	平成27年5月11日(月) 市役所3階 議員会議室	推進プランについて③	総合計画の策定状況 市民アンケート分析
第5回	平成27年5月25日(月) 市役所3階 議員会議室	推進プランについて④	課題・問題等の整理
第6回	平成27年7月13日(月) 市役所3階 第一会議室	推進プランについて⑤	推進プラン(中間とりまとめ)
第7回	平成27年9月7日(月) 市役所3階 第三会議室	推進プランについて⑥	分野別施策発表 目標指標設定 答申(案)について
第8回	平成27年9月28日(月) 市役所3階 第三会議室	推進プランについて⑦	答申について

【上記以外に開催した部会(任意参加)】

(テーマ) (開催日)

市民の参加・参画 平成27年7月24日(金)

情報の共有 平成27年7月27日(月)

協 勵 平成27年7月29日(水)

II. 委員名簿

(順不同)

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	中村 良	朝日大学（法学部准教授）	会長
公共的団体からの 推薦	加藤 悟	自治会連合会	
	長尾 マツ子	みずほ女性の会	
	廣瀬 英昭	商工会	副会長
	棚橋 真二	体育協会	
	日高 清	文化協会	
	関谷 充	民生・児童委員会	
有識者 (審議会等委員)	板谷 雄二	都市計画審議会	
	長屋 正治	次世代育成支援対策協議会	
	奥田 利恵	老人福祉計画策定・推進委員会	
公募	馬渢 浩史	市民委員	
	豊田 英二	市民委員	
	西 祐子	市民委員	
	若山 将史	市民委員	
	福元 聰美	市民委員	